

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則（規則第七号）（市町行財政課）

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（令和元年広島
県条例第二十五号）附則第三号に規定する規定の施行期日は、令和二年四月一日とするこ
ととした。

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第八号）（建築課）

一 改正の要旨

建築士法の一部が改正され、二級建築士及び木造建築士の免許の要件並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の受験要件が変更されたことなどに伴い、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

令和二年三月一日